

■ 森林環境税（県税）

この税は、県土の保全、水源のかん養など県民が享受している森林の幅広い公益的機能にかんがみ、森林の環境保全に関する施策の費用を県民全体で幅広く負担していただくという考え方に基づき、既存の税である「県民税均等割」に上乗せする「超過課税」という方法により課税されるものです。個人については平成18年度課税分から、法人については平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

奈良県は、県土の77%が森林におおわれています。県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養など、私たちに多くの恵みをもたらす森林は、県民全体の貴重な環境資源です。将来の世代に引き継ぐためにも、奈良の森林を守るための取り組みに、みなさまのご理解ご協力をお願いします。

<個人の場合>



- ・県内に住所がある個人
- ・県内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人



年額 500円

<法人の場合>



- ・県内に事務所（事業所）がある法人
- ・県内に事務所（事業所）はないが、寮、宿泊所、クラブなどを持っている法人
- ・県内に事務所（事業所）や寮などがある、法人でない社団又は財団で、収益事業を行っているもの



森林環境税課税前の均等割額の5%相当額

資本金等の額	森林環境税課税前の均等割額(年額)	森林環境税(均等割額の5%相当額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
上記以外の法人等	20,000円	1,000円

◎税収の使いみち



施業放置林の解消(混交林誘導整備)

県民が生活していく上で安全・安心の確保に努めるべき区域を「森林防災力強化区域」とし、施業放置された人工林を混交林へ誘導します。



人材養成(フォレスターアカデミー運営)

森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつそれを実践できる技術・及び技能を備えた人材を養成する「奈良県フォレスターアカデミー」を運営します。



森林環境教育の推進

私たちの生活と森林との関係など、森林と環境について積極的に学べる機会を提供します。



▲「森の学校」間伐体験



▲小学校5年生配布の副読本

森林生態系の保全

森林をすみ処とする動植物の生態を見守りつつ、シカの防除や病害虫などによる森林被害を調査します。



▲カメラトラップで撮影したクマの様子



▲ヘリによるナラ枯れ被害調査

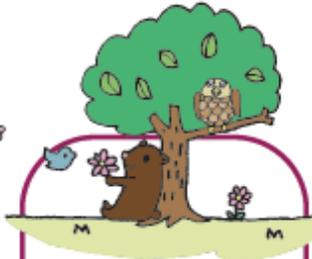
◎暮らしを支える森林のはたらき



植物の根や落ち葉が絡まり、土砂の流出や崩壊を抑えます。また、森林の土壌には水がよく染みこみ、ゆっくり流れ出るため、豪雨でも河川などの急激な増水が起こりにくくなります。



地球温暖化の原因とされる空気中の二酸化炭素を吸収します。その他、空気を汚す化学物質やホコリを取り除き、心地良く整えられた空気を作り出しています。



動物や植物、微生物など、数多くの生きものにすみ処を与えています。その豊かな自然環境は、私たちのまちやこころにも潤いや活力を与えてくれます。



木材をはじめ、食料や薬草といった物資、その景観など、私たちの暮らしや文化を古くから支えてくれる様々な恵みが生み出されています。